

日本原子力学会 標準委員会 発電炉専門部会  
定期安全レビュー分科会  
第4回 P S R作業会 議事要旨

日時：2004年9月3日（金） 13:30～17:00  
場所：中部電力（株）東京支社 第2会議室  
出席者：（敬称略）

委員 三浦（主査代行），成宮（幹事），芝原（池上代），石崎，及川，小林，斉藤，素都，大山（高尾代），寺田，  
竹下（光岡代），前田（宣）（森田代），吉田  
13名

常時参加者 梅津，岡島，須田，今井（高野代），廣川，前田（克），村山 7名  
事務局 太田

配付資料

- P6WG1-4-1 第3回P S R作業会議事要旨（案）
- P6WG1-4-2 P S R標準に係る検討状況
- P6WG1-4-3 I A E A P S Rガイドについて
- P6WG1-4-4 標準原案
- P6WG1-4-5 P S Rにおける「保安活動の実施の状況の評価」の評価内容について
- P6WG1-4-6 P S Rで確認すべき安全研究成果について

参考資料

- P6WG1-4-参考1 第3回P S R分科会議事要旨（案）
- P6WG1-4-参考2 委員名簿

議事要旨：

議事に先立ち事務局より代理を含め委員13名が出席しており，本会議が決議に必要な定足数を満たしていることが報告された。

主査が欠席のため副主査の代行により議事進行が行われた。

美浜発電所3号機の事故については，必要なことは学会標準に反映してゆくが，現在は原因究明中であり，現段階では当初の予定どおり進めることとした。

1) 前回議事要旨確認

事務局より前回議事録が提示され，表現の適正化を図った。（P6WG1-4-1）

- ・ P L Mという略語は，最初の記載箇所には正式名称（高経年化対策）を追記する。

2) I A E A P S Rガイドについて

三浦副主査より「I A E A P S Rガイドについて（P6WG1-4-3）」について説明があり，以下の議論がなされた。

- ・安全要因の中には，ハザード解析など日本のP S Rになじまないものもある。どこまでを入れるのか。入れないところは理由がいる。
- 安全要因の取捨選択と理由の整理は今後の検討事項とする。

3) P S R標準に係る検討状況およびP S R標準原案

岡島常時参加者より，P S R標準のコメント対応状況および学会標準案について「P S R標準に係る検討状況（P6WG1-4-2）」および「学会標準原案（P6WG1-4-4）」に従って説明がなされ，以下の議論があった。

- ・まえがきの「高経年化対策に関する技術評価・・・」の表現について「対策」を削除する。
- ・「供用後の設備の変更についても，同様な流れ」の部分については，もうすこし詳細に記載すべき。許認可変更のプロセスも詳細に説明することで，P S Rの説明の伏線とする。
- 検討する。
- ・ P S RとP L M（高経年化対策）との関連を整理する必要がある。P L MはP S Rの一部であるため，簡単に縁を切るわけにはいかない。
  - 本標準全体の構造を見て，標準内でP L Mを呼び込む形とするか，標準本体から切り離れた形とするか，P L M作業会と調整しながら，ドラフティングを継続する。
- ・ P S Rの目的として「今後とも，当該発電所が安全・安定運転を継続できる見通しを得るため」とあるが，第2回国別報告書に記載されている「最新プラントと同程度の高い水準を維持しつつ・・・」との文言は入れなくて良いのか
  - 第2回国別報告書に「最新プラントと同程度の高い水準を維持しつつ・・・」の表現が追記された経緯を確認する。
- ・ 評価対象期間について，「評価を開始する至近の時点まで」とあるが，報告書作成終了までぎりぎりの期間を評価対象期間とすべきである。
  - 評価対象期間の考え方について再整理をし，標準案に反映する。

- ・第三者評価の定義「評価の結果は、評価を実施する者以外の者により確認する。」が不明瞭である。  
→PSRは国ではなく事業者自身が評価を行う活動であり、どのような評価を行うかは事業者が判断すべきである。対外的に説明責任が果たせればよい。

- ・本文中において「定期安全レビューの流れ」規定されているが、評価対象期間以外の項目については、事業者のQMS体系（JEAC4111等）の中で進めていけばよいことであり、学会標準で規定する必要はないと考える。学会標準では共通的に何を実施すべきかを規定することが重要であり、その他の部分については事業者の判断としてもよい。

→「定期安全レビューの流れ」の記載については、解説もしくは附属書（規定）に記載する方向で検討する。

#### 4) 保安活動の実施の状況の評価について

岡島常時参加者より「PSRにおける「保安活動の実施の状況の評価」の評価内容について（P6WG1-4-5）」について説明があり、以下の議論がなされた。

- ・「現在の仕組みの評価」の形式・深さについてa.～c.（備考）の内、c.について対象外としてよいと言えるのか。

- ・PSRによる10年毎のレビューと保安検査（4回/年）とどのような棲み分けを行うのか。

→「現在の仕組みの評価」の形式・深さは継続して検討する。保安検査は基本的には○×で評価するのに対し、PSRは例えば○であっても、その傾向についての議論がある。

（備考）

a. 保安規定記載事項を遵守するための活動を具体化した仕組みが、構築されていることを確認する。

b. 保安規定記載事項を遵守するための活動を具体化した仕組みが、保安規定要求事項に適合していることを確認する。

c. 保安規定記載事項及びその具体的運用を定めた手順等に基づき、実際に運営管理をしていることを確認する。

#### 5) 安全研究の成果について

及川委員より「PSRで確認すべき安全研究成果について（P6WG1-4-6）」について説明があり、以下の議論がなされた。

- ・PSRは事業者の自主活動であり、航空路の変更に伴う航空機落下確率評価等については事業者が自主的に実施すべきである。

- ・評価を行った際の国への報告の要否はどうなるのか。事業者が独自に公表して良いのか。

→ケース毎に対応を検討すべきである。

→指示文書が出た件名のPSRにおけるフォローについては今後検討する。

#### 6) 次回予定

別途調整する。

以上